

平成16年2月23日

庄内南部地区合併協議会
会長 富塚 陽 一 様

庄内南部地区合併協議会
議会議員定数等検討小委員会
委員長 榎本 政規

合併後の新議会の議員定数及び任期について

当議会議員定数等検討小委員会では、平成15年3月27日の小委員会設置以来、標記のことにつきまして鋭意協議を重ねてまいったところであります。

この間、平成15年8月21日に貴職から当小委員会としての見解についてご照会をいただいておりますが、去る2月17日に開催しました第11回小委員会におきまして、全会一致で下記のとおり意見がまとまりましたので、ご報告いたします。

記

1 合併後最初に行われる選挙での議会議員の定数

合併後の激変の緩和のため、及び各市町村の区域において選出される議会議員が1人となること若しくは選出されないことを避けるため、合併後最初に行われる選挙での議会議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 議会議員の定数は、定数特例を適用し、41人とする。
- (2) 各市町村の区域をもって選挙区を設けることとし、各選挙区における議員の定数は、鶴岡市23人、藤島町4人、羽黒町3人、櫛引町3人、三川町3人、朝日村2人、温海町3人とする。

2 新市の議会議員の定数

地方自治法第91条第7項に規定する新市の議会議員の定数は、34人とする。